

経済産業省

20150813 貿局第2号
輸出注意事項27第18号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年8月31日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月15日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後				現 行			
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 (イ)～(ハ) (略)				2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 (イ)～(ハ) (略)			
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
29～35	(略)			29～35	(略)		
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。 ① (略) <u>(削る)</u>	35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。 ① (略) ② <u>メタミドホスであって、1リットルにつき600gを超えて含有する液剤でない場合</u> ③～④ (略)
		(略)	<u>②～③</u> (略)			(略)	(略)
38～43	(略)			38～43	(略)		